

連絡先：〒573-1105
大阪府枚方市南楠葉 2 丁目 32-9
電話：080-4649-2551
e-mail: sr-ooi@lapis.plala.or.jp

大井社労士事務所便り

令和 5 年賃金事情～中央労働委員会 令和 5 年の総合調査より

中央労働委員会は、労働争議の解決に向けて行うあっせん、調停等の参考として利用するための情報を収集することを主目的として、調査を毎年実施しています。この調査は、運輸・交通関連業種以外の資本金 5 億円以上かつ、労働者 1,000 人以上の企業を対象に、また期間の定めのない労働者を対象にしています。

◆平均年齢および勤続年数、平均賃金

調査産業計の男女計の平均年齢は 40.9 歳、平均勤続年数は 17.3 年で、令和 5 年 6 月分の平均所定内賃金は年 381,3 千円、平均所定外賃金は 65.3 千円となっています。同月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、基本給 92.1%、奨励給 0.2%、職務関連手当 2.9%、生活関連手当 4.2%、その他の手当 0.6%となっています。

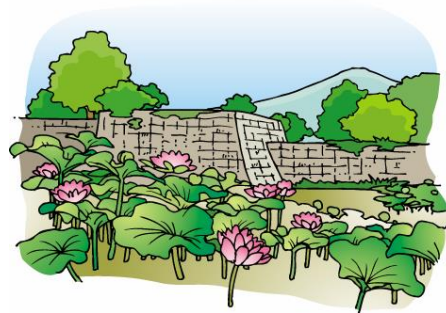
◆令和 5 年春闘における賃金に関する要求の交渉妥結は 99.3%

令和 5 年の春闘で労働組合から要求があった企業のうち、交渉が妥結したのは調査産業計では 137 社（要求があった 138 社の 99.3%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」72.3%、「定期昇給の実施・賃金体系維持」67.9%でした。

◆賃金改定でベースアップを実施した企業は 80.9%

基本給部分の賃金表がある企業は調査産業計では 141 社（集計 159 社の 88.7%）で、うち令和 4 年 7 月から令和 5 年 6 月までの 1 年間でベースアップを実施した企業は 114 社（同 141 社の 80.9%）、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は 19.1%となっています。

同期間において、定期昇給制度のある企業は 136 社で、すべての企業で定期昇給を実施しています。昇給額については、昨年と同額とする企業は 71 社



（定期昇給を実施した 136 社の 52.2%）で、昨年比増額とした企業は 53 社で 39.0%、減額した企業は 8 社で 5.9%ありました。

同期間において、労働者 1 人平均の賃金改定額（率）（昇給分＋ベースアップ分）は 11,398 円、率で 3.58%となっています。うち、「ベースアップ分」については額で 7,176 円、率で 2.35%となります。

◆モデル所定内賃金

学歴、年齢別にみた「モデル所定内賃金」のピークをみると、大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 617.0 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 483.9 千円、高校卒生産は 55 歳で 413.6 千円となっています。

【中央労働委員会「令和 5 年賃金事情等総合調査」】
<https://www.mhlw.go.jp/churoi/chousei/chingin/23/index.html>

「熱中症特別警戒アラート」運用開始 発表された際に取るべき行動

4 月 24 日から、これまでの熱中症警戒アラートに加え、「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されました。熱中症特別警戒アラートは、気温が特に著しく高くなること（都道府県内においてすべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（W

BGT) が 35 (予測値) に達する場合等) により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省から発表されます。

◆危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守る

熱中症特別警戒アラートが発表された際には、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守るために、以下の行動が求められます。

- ・すべての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごさせているか確認する
- ・熱中症にかかりやすくない方も、水分補給・塩分補給をとる
- ・校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、すべての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートワークへの変更を含む。)等を判断する

普段心掛けている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があるため、気を引き締めて準備や対応が必要であるとしています。

また、熱中症特別警戒アラートが発表された都道府県の自治体では、熱中症を予防する行動の徹底のほか、公共や民間のエアコンが効いた施設を「クーリングシェルター」としてあらかじめ指定し、暑さをしのげる場所として開放することが求められています。

◆暑くなる前から対策を！

4月23日の日本気象協会の発表によると、今年の5月、6月、7月の気温は、いずれも東日本や西日本、沖縄・奄美で平年より高く、北日本では平年並みか高いとしています。5月でも最高気温が25℃以上の夏日や、30℃以上の真夏日になる所もありそうです。

本格的に暑くなる前から、暑さに体を慣れさせること(「暑熱順化」という)を意識した動きや生活を行い、熱中症対策に取り組んでおきましょう。

【環境省「熱中症予防情報サイト」】

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

【一般財団法人 日本気象協会「熱中症ゼロへ」】

<https://www.netsuzero.jp/>

6月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

3日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

7月1日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]